

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(教育委員会事務局)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
1	奨学資金奨学生の貸与の打ち切り	いわき市奨学資金貸与条例	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 総務課	教育委員会事務局 総務課 財務係 0246(22)7541	
2	公民館の使用許可の取消し	いわき市公民館条例	4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 生涯学習課 庶務係 0246(22)7543	
3	文化センターの使用許可の取消し	いわき市文化センター条例	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 生涯学習課 庶務係 0246(22)7543	
4	生涯学習プラザの使用許可の取消し	生涯学習プラザ条例	11		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 生涯学習課 庶務係 0246(22)7543	
5	生涯学習プラザの指定管理者の指定の取り消し	生涯学習プラザ条例	16		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 生涯学習課	教育委員会事務局 生涯学習課 庶務係 0246(22)7543	
6	アンモナイトセンターの指定管理者指定の取消し	いわき市アンモナイトセンター条例	14		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 文化課	教育委員会事務局 文化課 文化振興係 0246(22)7544	
7	草野心平記念館の指定管理者指定の取消し	いわき市草野心平記念館条例	14		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 文化課	教育委員会事務局 文化課 文化振興係 0246(22)7544	
8	暮らしの伝承郷の指定管理者指定の取消し	いわき市暮らしの伝承郷条例	18		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大きいこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 文化課	教育委員会事務局 文化課 文化振興係 0246(22)7544	

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(教育委員会事務局)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
9	考古資料館の指定管理者指定の取消し	いわき市考古資料館条例	11		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大いこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 文化課	教育委員会事務局 文化課 文化振興係 0246(22)7544	
10	体育施設使用の許可の取消し等	いわき市体育施設条例	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 保健体育課	教育委員会事務局 保健体育課 体育施設係 0246(22)7545	
11	体育施設の指定管理者の指定の取消し等	いわき市体育施設条例	15		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大いこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 保健体育課	教育委員会事務局 保健体育課 体育施設係 0246(22)7545	
12	コミュニティセンター使用の許可の取消し等	いわきコミュニティセンター条例	10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 保健体育課	教育委員会事務局 保健体育課 体育施設係 0246(22)7545	
13	コミュニティセンターの指定管理者の指定の取消し等	いわきコミュニティセンター条例	16		将来的に処分の対象が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であることや、事案ごとの裁量部分が大いこと等から、あらかじめ処分基準を設定することは困難である。	教育委員会事務局 保健体育課	教育委員会事務局 保健体育課 体育施設係 0246(22)7545	
14	学校体育施設使用許可の取消し等	いわき市公立学校施設を社会体育等のための開放に関する規則	7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準の設定は不要である。	教育委員会事務局 保健体育課	教育委員会事務局 保健体育課 体育施設係 0246(22)7545	